

第39回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和3年2月16日（火）午前10時から午前11時まで

第2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室（5階）

第3 テーマ

成年後見制度の利用促進基本計画への取組について

第4 出席者

（委員）木下光子，瀧井美緒，田口昭隆，平本丈之亮，蛭田嘉男，廣瀬清孝，
本間健裕，水橋巖，若槻修（五十音順，敬称略）

（説明者）富田事務局長，芦澤首席家裁調査官，泉訟廷管理官，土屋主任書記
官，菅原総務課長，佐藤総務課課長補佐，阿部総務課庶務係長

第5 議事等

1 開会宣言

2 新任委員の紹介

3 (1) 説明

成年後見制度の概要等について

(2) 意見交換（○委員，■説明者）

○ 岩手県は，中小企業の経営者や経営に携わる方の高齢化や事業承継問題などもあって，70～80歳代でも代表権を持っている方が多い。判断能力が不十分と思うような方も散見されるが，許認可が必要な事業であれば，必ず更新のときに，後見登記に登録されていないことの証明書を提出しなければならないため，後見手続をしてしまうと許認可が下りなくなり，事業が継続できなくなる問題がある。後継者問題と絡んで，困っている企業が岩手県内に多数あると思う。経営の方針にもよるとは思うが，県内で後見制度の利用が進まないのはそのような事情もあるの

ではないか。国などで後見制度をもう少し軽やかに考えられるようなPRをすればいいのではないか。

■ 市民後見人の育成や活用について補足説明をする。市民後見人は、裁判所が認定するものではなく、各市町村などが有志の方に講習を受けてもらい育成するものである。市民後見人のスキルがどれくらい充実しているかについては、各市町村において予定している研修等によって差はあるが、一定の期間の中で実務を見学する機会などもあり、その上で名簿に登載されている。この名簿は裁判所では持っておらず、中核機関などに備え付けられていて事案に応じて利用される。特に資格があるわけではなく、様々な職種の方や無職の方もいらっしゃる可能性があるので、まさに一般の市民の方で市民後見人として高い意識をもって協力をしたという方になっていただいている。

○ 事件の中で後見人が横領したなどという記事がマスコミに取り上げられているのを見かけるが、市民後見人に対するチェック体制はどうなっているのか。

■ 家庭裁判所では、後見人に選任されると市民後見人に限らず、財産の状況や身上の状況、又は生活環境の変化を定期的に報告していただいている。これらについては、財産関係なら通帳や領収書、明細書など証拠書類を添付していただき、内容の精査をしている。一定の裁量の中で御活躍いただいているが、裁量を超えるような場合は現認ができないので、どのような用途であったか個別に聴取することになる。市民後見人に特化して申し上げると、育成、活躍までまだ歴史が長くない状態で、ノウハウの蓄積が十分ではないため、いきなりお願いしてもお互いの認識の齟齬や感覚の違いもあるので難しい。裁判所では先程申し上げた定期的な報告のほかに弁護士や司法書士、社会福祉士と一緒にいただき指導いただく期間を設けて実務能力を高めている。また、高額な金銭な

どがある場合は、支援預金、支援信託を利用していただき、後見人も被後見人も在らぬ疑いが起きないようにお願いしている。現時点では、市民後見人に不正があったということは当庁管内では起きていない。

○ 市民後見人はボランティアなのか。いくらか報酬がもらえるような仕組みはあるのか。

■ 後見人、補助人、補佐人の報酬は事案に応じて裁判官において金額を定めている。報酬原資は被後見人の資産からになるので、被後見人の資産が不足する場合は報酬の支払いは難しいところがある。現在、各市町村において支援の事業などを検討し、公的資金から報酬を賄えないか検討が進んでいるところである。

4 次回期日等

(1) 次回期日

令和3年9月14日（火）午前10時

(2) テーマ

未定

以 上